船橋市教育委員会会議12月定例会会議録

1. 日 時 令和5年12月21日(木)

開 会 午後 2時00分

閉 会 午後 3時02分

2. 場 所 教育委員室

3. 出席委員 教育 長 松本 淳

教育長職務代理者 鳥海 正明

委 員 小島 千鶴

委 員 朝倉 暁生

委 員 蓮池 政貴

4. 出席職員 教育次長 村田 真二

管理部長 牟田 重実

学校教育部長 日 高 祐一郎

 生涯学習部長
 三澤
 史子

 教育総務課長
 田島
 正則

学務課長 野 木 英 表

指導課長 茂木 義 久

総合教育センター所長 太田由紀

市立船橋高校事務長 鈴木 靖弘

生涯スポーツ課長 石山 公唯

郷土資料館長 金子 俊

5. 議題

第1 前回会議録の承認

第2 議決事項

議案第44号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

議案第45号 船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則について

第3 報告事項

- (1) 令和5年度各種音楽コンクールの結果について
- (2) 第36回船橋市中学生弁論大会の結果について
- (3) 令和5年度船橋市小・中・特別支援学校児童生徒書写展覧会の実施について

- (4) 令和5年度第50回船橋市児童生徒科学論文・工夫作品展について
- (5) 令和5年度第33回船橋市児童生徒社会科作品展について
- (6) 令和5年度第11回算数・数学チャレンジふなばしについて
- (7) 市立船橋高校令和5年度全国大会への出場について
- (8) 第42回船橋市小学生・女子駅伝競走大会について
- (9) スポーツ健康都市宣言40周年記念事業第3弾「市立船橋スポーツフェスティ バル」を開催します!
- (10) 2023船橋市民マラソン大会実施報告について
- (11) 郷土資料館企画展「くらしの道具展ー寒さをしのぐ温故知新一」の開催について
- (12) 考古学講座の開催について
- (13) いじめ重大事態の認知に係る報告について
- (14) いじめ重大事態の認知に係る報告について
- (15) いじめ重大事態の認知に係る報告について
- (16) いじめ重大事態の認知に係る報告について
- (17) その他

6. 議事の内容

【教育長】

ただいまから、教育委員会会議12月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録の承認につきましてお諮りいたします。

11月9日に開催いたしました教育委員会会議11月定例会の会議録をお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、当該会議録につきまして承認いたします。

それでは、本日の会議の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、2名の方より申 出がございました。傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

【教育長】

傍聴人の方にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております傍聴人の遵守事項についてお 守りいただき、傍聴されるようお願いいたします。遵守いただけない場合につきまして は、退室をお願いする場合もございますので、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、本日の案件は、議案第44号と議案第45号の議案2件、報告事項(1)から(17)の報告事項17件です。

報告事項(13)から(16)につきましては、船橋市教育委員会会議規則第12条 第1項第3号に該当いたしますので、非公開としたいと思います。

また、当該議案につきましては、傍聴人及び関係職員以外の方にはご退席願いますことから、同規則第7条に基づきまして、議事日程の順序を変更することとし、報告事項 (17) の後に繰り下げたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めますので、そのようにいたします。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第44号について、教育総務課、説明願います。

教育総務課長。

【教育総務課長】

議案第44号『船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について』ご説明いたします。資料は本冊の5ページから6ページまでとなります。

まず、本訓令を制定する理由ですが、市立船橋高等学校の事務長が不在のときの事務の代決について定めるため、所要の改正を行うものです。

内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。「課長等が不在のときの代決」について定めている第11条において、新たに第3項として、市立船橋高等学校の事務 長が決裁、又は専決する事務について、事務長が不在のときは、事務長があらかじめ指 定した者が代決できる旨の規定を追加するものでございます。

市立船橋高等学校の予算に関する事務の決裁権者につきましては、今年度より校長から課長級である7級の職となった事務長に変わったところですが、万一、事務長が不在となった場合の代決者については、明確な規定が存在しない状況であります。

今後、事務長が不在の際に、緊急的に予算に関する事務を代決すべき必要が生じること も十分考えられますので、事務決裁規程の改正により、代決者について定めることとい たしました。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろ しいでしょうか。

それでは、議案第44号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第44号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第45号について、学務課、説明願います、

学務課長。

【学務課長】

それでは、議案第45号「船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援 学校管理規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

本冊資料7ページから12ページをご覧ください。

令和5年2月22日付で、千葉県教育庁葛南教育事務所長から、働き方改革の取組の うち、勤務時間管理の徹底等に係る内容として、学校の教育職員の在校等時間の上限等 に関する方針等を地方公共団体の条例や規則等に可及的速やかに反映するよう通知があ りました。

また、令和5年4月1日付で、千葉県の学校職員の勤務時間等に関する規則が改正され、同様に県立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針が反映されました。

このことに伴い、本市においても教職員の働き方改革を推進するに当たり、学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を反映する必要があるため、船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援学校管理規則において、所要の改正を行う必要があります。

具体的には、船橋市立小学校及び中学校管理規則において第44条の2を、船橋市立 特別支援学校管理規則において第54条の2を新設し、それぞれ以下の内容を追加する ものとなります。 第1項おいて、教育職員の在校時間から正規の勤務時間を除いた時間である在校等時間を1月において45時間、一の年度において360時間の範囲内とすること。

第2項において、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間内に業務を行わざるを得ない場合に、在校等時間を1月において100時間未満、一の年度において720時間、その月を含む直近2月から6月の平均が80時間、1年において45時間以上を超えて業務を行う月数を6月の範囲内とすること。

第3項において、いわゆる休日のまとめ取りのための1年単位の変形労働時間制を実施した場合における在校等時間を1月において42時間以下、一の年度において320時間以下とすること。

第4項において、その他必要な事項は別に定めることとなります。

本内容については、船橋市立学校における働き方改革推進計画で既に策定済みの内容ではありますが、改めて管理規則に反映させることが目的となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【教育長】

ただいま説明がございましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろ しいでしょうか。

私から1つだけ確認したいんですけれども、小中学校の説明がありましたが、特別支援学校も内容は同じということでよろしいでしょうか。

【学務課長】

そうです。

【教育長】

鳥海委員。

【鳥海委員】

よくルールが分かっていなくて申し訳ないんですが、質問なんですが、勤務時間の計算の仕方というのは、通常の勤務時間というのをどのように計算しているのか。

例えば、1日8時間で月に何時間みたいな、そういう計算に基づいて、それ以外とその中ということで判断していくのか。

例えば、学校の先生は、必ずしも遊んでいるわけではなくても、夏休みとか春休みとか、ほかの職業に比べてどーんと休みがありますけれども、8月の勤務時間はどういうふうになっているのかとか、それも延べて1年間で1日8時間掛けるどれぐらいが勤務時間だからという形でやるのか、そこはもうゼロが当たり前とか、そういう形の計算を

しているのか、ちょっと分からないので、そこら辺を教えていただければと思います。

【教育長】

学務課長。

【学務課長】

基本的には1日7時間45分の勤務になります。その中で休憩時間を45分取っているということになります。

夏休みや、春休みにおいても、基本的に子どもたちはお休みですが、教職員に関しま しては勤務を要する日ということになりますので、週休日や祝日等を除いては勤務日と いう形になっております。

以上です。

【鳥海委員】

分かりました。

【教育長】

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第45号「船橋市立小学校及び中学校管理規則及び船橋市立特別支援 学校管理規則の一部を改正する規則について」を採決いたします。

ご異議ございませんか。

【各委員】

異議なし。

【教育長】

異議なしと認めます。

議案第45号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項 (1) から (12) につきましては、定例の報告事項であるため、説明を省略したいと思います。

何かその中でご意見、ご質問等ございますでしょうか。

鳥海委員。

【鳥海委員】

たびたびすみません。報告事項(8)とか(10)、場合によっては(9)もそうか

と思うんですけれども、本来ですと、他市でマラソン大会、駅伝大会をやるときにはスポーツ医というのを置くのが普通なんですよね。スポーツ医というのが、私もスポーツ医ですけれども、意外と難しくなく資格が取れてしまったりするんです。ただ、スポーツでの怪我だけではなくて、頑張って走って心臓が苦しくなってしまったとか、部活で頑張り過ぎて生理が止まってしまったとか、そういう者に対しての指導もそうですし、意外と女医さんなんかも資格を取ってくださる方が多いんですけれども、実際のところ船橋市はちょっと足りていないのが現状なんですが、足りるように周知はしているんですが、方向性としては本来他市に倣ってそういったスポーツイベントにおいては、例えば参加人数に応じて何人かのスポーツ医がいて、その方にまず連絡がいって、それから救急要請をしたりとかというのが正しい順番だと思うんです。

今後、起きてからでは遅いことだと思うんですけれども、スポーツ医がいるといないとによって、お怪我をされたり、病気を発症した方がいるのが大きく変わるかというと、余り変わらないのかなとは思うんですが、ちゃんとそこでスポーツ医を用意しておいて、どの方がどういう形で救急要請したりとか、様子を見たりしたのかという根拠、医学の指導とか、もう少し様子を見ようと思ったらそのまま死んでしまったというふうに、それはスポーツのイベントを主催している側としてありですかというふうになると、多分なしかと思います。なので、本当は検討していただいて、派遣する側だったら我々医師会とか、そういったところとも相談していただいて、一応スポーツにおけるネガティブな部分の健康調査とかを最小限に抑える準備をして開催しているんですということは、他市に遅れていると思いますが、整えていこうという姿勢なりなんなりが必要かと思うので、できれば前向きにご意見いただければと思います。

【教育長】

生涯スポーツ課長。

【生涯スポーツ課長】

現在我々のほうで、マラソン大会と成人の日の駅伝大会、小学生・女子駅伝という3つの大会を行っているところですが、こちらにつきましては、ACLS協会の医師の方がボランティアで来ていただいておりまして、大会中、常駐をしていただいておりますので、現在のところでは、何か起きた場合はその先生に見ていただくということで対応しているところでございます。

以上です。

【鳥海委員】

了解いたしました。今心臓が止まってしまった人の心臓を動かそうという資格と全く 別物なので、擦りむいてしまっても、頭が痛いけれども参加したほうがいいかなとか、 やめておいたほうがいいかなとかいう判断も含めて、一番大変なのは、心臓が止まって しまいましたという時のことなんでしょうけれども、案外それがたまにどこかでニュー スになるぐらい数は少ないけれども、それ以外のほうが多かったりとかという事情なの で、どういう人材をどういうふうに置くかということに関しては、一応検討していただ ければと思います。

【教育長】

生涯スポーツ課長。

【生涯スポーツ課長】

ご意見を参考に検討させていただきます。

【教育長】

そのほかありませんか。

続きまして、報告事項(17)その他で、何か報告したいことがある方は報告願います。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、先ほど非公開と決しました報告事項(13)から(16)の 審議に入りますので、傍聴人及び関係職員以外の方はご退席願います。

(傍聴人及び関係職員以外退席)

【教育長】

それでは、報告事項(13)について、指導課、報告願います。

報告事項(13)「いじめ重大事態の認知に係る報告について」は指導課長より 報告があった。

【教育長】

続きまして、報告事項(14)について、指導課、報告願います。

報告事項(14)「いじめ重大事態の認知に係る報告について」は指導課長より 報告があった。

【教育長】

続きまして、報告事項(15)について、指導課、報告願います。

報告事項(15)「いじめ重大事態の認知に係る報告について」は指導課長より 報告があった。

【教育長】

続きまして、報告事項(16)について、指導課、報告願います。

報告事項(16)「いじめ重大事態の認知に係る報告について」は指導課長より 報告があった。

【教育長】

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、本日予定しておりました議案等の審議を終了いたします。 これで教育委員会会議12月定例会を閉会いたします。 どうもありがとうございました。

午後3時02分閉会 令和5年12月21日